

## 会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND（以下「法人」という）の定款第3章に規定する会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の権利)

第2条 定款第6条第1号に定める「正会員」は、次の提供を受ける権利を有する。

- (1) 会員証
- (2) 当法人の総会への出席および議決
- (3) ホームページ等への名称記載（希望者のみ）
- (4) 当法人が発行する会報
- (5) 当法人が主催する研修その他事業の参加費の優遇
- (6) その他

2 定款第6条第2号に定める「賛助会員」は、次の提供を受ける権利を有する。

- (1) 当法人が発行する会報
- (2) 当法人が主催する研修その他事業の参加費の優遇
- (3) その他

### (会員の義務)

第3条 会員は、定款第8条及び本規約第6条に定める入会金並びに会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、この規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等を遵守しなければならない。
- 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに法人へ届け出なければならない。

### (入会申込の拒絶)

第4条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者がこの規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

### (会員資格有効期間)

第5条 会員資格有効期間を次のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
- (2) 入会した翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。
- 2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会の申込を受付け、第6条で定める入会費及び年会費の入金の払込みを確認した日とする。
- 3 会員資格は、第8条で定める方法により継続することができる。

### (会員の種別)

第6条 正会員は、次の各号に定める種別で構成される。

- (1) 団体会員 法人および任意団体として活動実態のある者。
- (2) 個人会員 前1号に該当しない自然人。ただし18歳に満たない者は入会することができない。

(入会金・会費)

第7条 会員は、その種別に従い、次の各号に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（団体会員） 入会金 10,000円 年会費 39,000円
- (2) 正会員（個人会員） 入会金 10,000円 年会費 39,000円
- (3) 賛助会員 入会金 0円 会費 3,900円（一口）

2 正会員のうち定款第12条に規定する役員に就く者は、本規約第3条第1項に規定する入会金及び会費の納入義務を免れる。ただし、当該役員に就くまでに納入した額は返還しない。

3 前1項の規定にかかわらず、やむを得ない正当な事由であって代表理事が認めた場合は、入会金または会費を減免することができる。

(拠出金品の不返還)

第8条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員資格の継続)

第9条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、毎事業年度開始後3か月以内に会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

(会員の氏名及び名称等の変更)

第10条 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を法人に通知しなければならない。

2 前項に規定する変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) この規約のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程等に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、法人が会員として不適当と判断したとき

(措置)

第14条 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が

失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとする。

(禁止行為)

第15条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、定款第3章に規定する会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規のほか、当法人が定めるプライバシーポリシーを遵守し適正に取扱うものとする。

(損害賠償)

第17条 会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

(会員間の紛争)

第18条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

(残存条項)

第19条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第14条、第16条、第17条、第18条および本条の規定は有効に存続する。

(附則)

この規程は令和4年4月1日より施行する。